

日本遺産 PR パンフレット作成業務仕様書

1. 業務の名称

日本遺産 PR パンフレット作成業務

2. 業務の目的

国内の観光客に対し、日本遺産や河内長野市が申請し日本遺産として認定された「中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～」(以下、「日本遺産「中世に出逢えるまち」」という。)のストーリー・構成文化財等の魅力を分かりやすく PR することを目的とする。

3. 委託に係る上限額

3, 509, 000円 (税込)

4. 委託料の支払

委託料は、業務完了後の一括払いとする。

5. 事業期間

契約日の翌日から令和3年3月18日(金)まで

6. 業務内容

①パンフレットのデザイン・誌面構成等

パンフレットのデザイン・誌面は、観光客の興味を惹くようなものとする
こと。

日本遺産「中世に出逢えるまち」のストーリー・構成文化財等の魅力を分
かりやすく紹介できる誌面構成とすること。

ただし、過去に河内長野市で作成したパンフレットと類似したデザインの
ものは不可とする。

②撮影

市内の飲食店及び寺社等 各3～4軒程度

③取材・ライティング

市内の飲食店等 3～4軒程度

※基本的には、日本遺産や構成文化財に関する文章は発注者にて執筆した
ものをデータで提供し、写真等についてもデータを提供する。ただし、市
内の飲食店に関しては独自取材とする。また、写真等の不足分についても
独自に撮影を行うこと。

《パンフレットの仕様》

規 格：A5判 20 ページ程度
数 量：10,000 部
刷 色：両面フルカラー印刷
製本方法：中綴じ
用 紙：マットコート90kg
校 正：文字校正2回、色校正1回

7. 成果品の提出

1. デジタルデータ 1部

①本文：PDF データ

Illustrator/InDesign 等による元データ及びアウトライン
化したデータ

②使用写真：Jpeg 等

2. 印刷物 10,000 部

8. 納品場所

委託者が指定する場所

9. 注意事項

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、委託者と協議、調整のうえ、業務工程表を提出すること。
- (2) 画像等使用に関する諸権利は、受託者において使用承諾を得るものとし、使用料・掲載料等の別途支払いはありません。
- (3) 取材、撮影、編集等の制作に伴う連絡調整は、原則受託者にて行う。
- (4) 成果品の著作権は、委託者に帰属する。但し、一部のデータについては協議も可能とする。
- (5) 受託者は、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、委託者と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (7) 関連資料、その他貸与した資料は、委託業務の完了後に返還すること。写しを取っている場合も同様とする。
- (8) 本仕様書に疑義がある場合は委託者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、委託者と受託者が協議の上決定する。